

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部監理課）

諮問日：令和元年9月6日（諮問(情)第6号）

答申日：令和3年3月25日（答申(情)第12号）

内容：「特定の訴訟に係る判決確定証明書および特定の弁護士に係る懲戒請求に関する文書」の公文書非公開決定に対する審査請求

## 答 申

### 第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書公開請求

平成31年4月24日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次のとおり、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

請求番号1 （判決確定）証明願＜{〇〇地方裁判所宛}、{平成〇年〇月〇日}、{本訴原告・反訴被告滋賀県}、{本訴原告・本诉被告訴訟代理人弁護士〇〇〇〇}＞に関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書及び附属文書としての当該文書

請求番号2 （判決確定）証明願＜{〇〇地方裁判所宛}、{平成〇年〇月〇日}、{本訴原告・反訴被告滋賀県}、{本訴原告・本诉被告訴訟代理人弁護士〇〇〇〇}＞に関して、〇〇地方裁判所が作成・行使した証明{平成〇年〇月〇日、〇〇地方裁判所民事部裁判所書記官〇〇〇〇}に係る起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書及び附属文書としての当該文書

請求番号3 {本訴原告・反訴被告訴訟代理人 弁護士〇〇〇〇}に関する懲戒請求に関する弁明の証拠として、（判決確定）証明願＜{〇〇地方裁判所宛}、{平成〇年〇月〇日}、{本訴原告・反訴被告滋賀県}、{本訴原告・反诉被告訴訟代理人弁護士〇〇〇〇}＞に関して、〇〇地方裁判所が作成・行使した証明{平成〇年〇月〇日、〇〇地方裁判所民事部裁判所書記官〇〇〇〇}

を< {〇〇弁護士会}、{〇〇弁護士会綱紀委員会}>に対して行使することを許可したことに係る起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書及び付属文書としての当該文書

請求番号4 {本訴原告・反訴被告訴訟代理人弁護士〇〇〇〇}に関する〇〇弁護士会に対する懲戒請求に関して、< {〇〇弁護士会}、{〇〇弁護士会綱紀委員会}>に対して行った弁明の内容について許可したことに係る起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書及び付属文書としての当該文書

請求番号5 {本訴原告・反訴被告訴訟代理人 弁護士〇〇〇〇}に関する〇〇弁護士会に対する懲戒請求に関して、< {〇〇弁護士会}、{〇〇弁護士会綱紀委員会}>が行った処分について、弁護士〇〇〇〇が作成・行使した復命書に関する起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書及び付属文書としての当該文書

## 2 実施機関の決定

令和元年6月10日、実施機関は、本件公開請求に対して、対象公文書は不存在であるとして、条例第10条第2項の規定に基づき、公文書非公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

## 3 審査請求

令和元年6月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書で述べている内容は、次のように要約される。

### 1 審査請求の趣旨

- (1) 情報公開請求に対する公文書非公開決定通知書を作成・行使して、請求番号1から5の文書に関する当該情報公開請求につき非公開処分をしたことは、違法・無効であることを確認する。
- (2) 情報公開請求に対する公文書非公開決定通知書を作成・行使して、請求番号1から5の文書に関する当該情報公開請求につき非公開処分をしたことを取消す。
- (3) 情報公開請求に対する公文書非公開決定通知書を作成・行使して、請求番号1から5の文書に関する当該情報公開請求につき当該文書を公開する。

- (4) 情報公開請求に対する公文書非公開決定通知書を作成・行使して、請求番号1から5の文書に関する当該情報公開請求につき非公開処分をしたことについて責任のある者に対し、その責任度合いに応じた懲戒処分をする。

## 2 審査請求の理由

### (1) 請求番号1

「本訴原告・反訴被告訴訟代理人 弁護士 ○○○○」と記載して作成した文書は、本訴原告（滋賀県知事 三日月大造）が作成、行使した公文書なのであるから、滋賀県文書管理規程上、当然、それを作成したことに係る起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書を作成、行使すべきなので、存在するはずである。

### (2) 請求番号2

滋賀県に対して○○地方裁判所が作成、行使した極めて重要な公文書であるから、滋賀県文書管理規程上、当然、それを受領したことに係る起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書を、作成、行使すべきなので存在するはずである。

### (3) 請求番号3

当該判決確定証明書は、○○地方裁判所が、滋賀県知事三日月大造に対して作成、行使した証明の公文書なのであり、弁護士○○○○の個人所有の文書ではないのであるから、滋賀県知事三日月大造が当該文書を○○弁護士会（○○弁護士会綱紀委員会）に対して行使することを許可したことに係る起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書を作成、行使すべきなので、存在するはずである。

### (4) 請求番号4

民法第99条の規定により、代理人の行為は、本人に対して直接にその効力を生ずるため、滋賀県知事三日月大造（道路交通部長、住宅課長、原告指定代理人、原告訴訟代理人ら）が、「故意、重大な過失、過失」に基づき、職務権限を濫用して行った悪質な不法行為として重大な責任を問われる可能性が極めて高い問題であるから、滋賀県文書管理規程上、当然、「本訴原告・反訴被告訴訟代理人 弁護士○○○○」に関する懲戒請求において、○○弁護士会（○○弁護士会綱紀委員会）に対して行った弁明の内容について許可したことに係る起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書を作成、行使すべきなので、存在するはずである。

### (5) 請求番号5

民法第99条の規定により、代理人の行為は、本人に対して直接にその効力を生ずるため、滋賀県知事三日月大造（道路交通部長、住宅課長、原告指定代理人、原告訴訟代理人ら）が、「故意、重大な過失、過失」に基づき、職務権限を濫用して行った悪質な不法行為として重大な責任を問われる可能性が極めて高い問題であるから、滋賀県文書管理規程上、当然、「本訴原告・反訴被告訴訟代理人 弁護士○○○○」に関する懲戒請求において、○○弁護士会（○○弁護士会綱紀委員会）が行った処分について、弁護士○○○○が作成、行使した復命書（若しくは、報告書等）に関する起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書等を作成すべきな

ので、存在するはずである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

##### 1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

##### 2 非公開理由について

###### (1) 請求番号1について

訴訟代理人の弁護士が作成するものであり、本県で起案、決裁を行うものではないため、当該証明願およびそれに関する起案、供覧、決裁に係る文書等は保有していない。

###### (2) 請求番号2について

判決確定証明書は、〇〇地方裁判所が作成するものであり、本県において起案、決裁を行うものではないため、起案、決裁に係る文書は保有していない。また、判決確定証明書は代理人弁護士から受領していたが、判決の確定についてはすでに周知の事実であったことから供覧を行っておらず、供覧の過程を明らかにする文書は保有していない。

なお、判決確定については、判決確定日である〇月〇日に弁護士からの連絡により担当者が確認し、所属長まで口頭により報告している。

###### (3) 請求番号3から5について

請求に係る文書は、弁護士と〇〇弁護士会の間の手続に係るものであり、本県において、起案、供覧、決裁を行うものではないため、文書を保有していない。

#### 第5 審議会の判断理由

##### 1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うとの認識のもと、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を

公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

## 2 本件審査請求の適法性について

本件審査請求に係る審査請求の趣旨の記述によれば、審査請求人は本件処分の取消しを求めるほか、本件処分の違法・無効確認および本件処分につき権限を有する者に対する懲戒処分も求めているようである。しかしながら、行政不服審査法によれば、審査請求において処分の違法または無効を確認する裁決を行うことはできず、また、処分の権限を有する者に対する懲戒処分の当否につき判断することはできない。それゆえ当審議会は、本件審査請求の趣旨のうち、懲戒処分を求める部分については不適法であり却下が相当であると判断し、また、本件処分の違法または無効の確認を求める部分については本件処分の取消しを求める趣旨と解した上で、本件処分の取消しを求める主張につき以下判断する。

## 3 本件処分の妥当性について

### (1) 対象公文書の不存在について

#### ア 請求番号1について

訴訟代理人は本件訴訟について委任を受けており、訴訟代理人の弁護士が受任事件の報告を目的として判決確定証明願を作成・提出し、判決確定証明書を自ら取得して委任者である県に提出することは不自然ではないことから、請求番号1に係る起案・供覧・決裁の過程を明らかにする文書を県が作成および保有していないとする実施機関の主張に、不自然、不合理な点は認められない。

#### イ 請求番号2について

判決確定証明書は〇〇地方裁判所が作成するものであるから、実施機関は起案および決裁を行っておらず、文書を保有していないとの主張に不自然、不合理な点は認められない。

また、判決確定証明書の収受につき、判決確定証明書を代理人弁護士から受領していたにもかかわらず、判決確定については判決確定日である〇月〇日に弁護士からの連絡により担当者が確認し所属長まで口頭により報告しており、すでに周知の事実であったことから、供覧を行っておらず、供覧の過程を明らかにする文書も保有していないとの主張については、このような実施機関の主張が事実であるか否かに関わらず判決確定証明書の供覧を行わない理由にはならず、供覧を行わないことは不適切ではあるが、供覧を行っていないため文書を保有していないとの主張が不自然とまでは言うことができない。

ウ 請求番号3、4および5について

請求番号3、4および5の請求に係る文書は弁護士と〇〇弁護士会の手続に係るものであるから、この手続に関し、実施機関が起案、供覧もしくは決裁を行うことはないとの実施機関の主張に、不自然、不合理な点は認められない。

5 付言

実施機関は、訴訟代理人から受領した判決確定証明書について、所属長まで口頭により報告しており、すでに周知の事実であったことから供覧の必要性はなかったと主張するが、滋賀県文書管理規程第30条によれば、受領した公文書については周知の事実であるか否かに関わらず、供覧を行わない理由はなく、訴訟代理人から受領した時点で公文書として收受、供覧手続を行うべきであったと考えられる。

実施機関においては、今後、公文書の適正な管理についてより一層の慎重な対応に努められたい。

また、本件審議において、実施機関は当審議会への口頭説明終了後、審議が進んだ後に口頭説明の内容の訂正を行っている。当審議会は、この訂正内容について審議を行い、改めて審査請求人に意見を求める必要はないと判断した。

しかしながら、当審議会が処分の妥当性を公正かつ的確に判断するためには、その前提として、処分に至る事実関係やその理由などが事実に基づいて正確に説明されなければならないことは言うまでもない。

実施機関においては、自らの行う説明の重要性を認識し、今後このようなことがないよう、諮問にあたっては、正確かつ丁寧な説明に努められたい。

6 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議会の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和元年9月6日	・実施機関から諮問を受けた。
令和元年11月25日	・実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
令和元年12月19日 (第7回第一分科会)	・審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・実施機関から公文書非公開決定について口頭説明を受けた。
令和2年3月5日	・審査請求人から上申書の提出を受けた。
令和2年3月11日	・審査請求人から反論書の補正申立書の提出を受けた。

令和2年3月13日	・ 審査請求人から反論書の補正申立書（2）の提出を受けた。
令和2年6月14日	・ 審査請求人から文書による録音禁止処分が知事部局に対して行われていないため口頭意見陳述を欠席する旨の通知が提出された。
令和2年6月18日 （第8回第一分科会）	・ 審査請求人からの口頭意見陳述の欠席通知につき、審議が非公開であることから実施機関に対しても録音禁止がなされており、再度の口頭意見陳述の機会の付与を行わないこととした。 ・ 事案の審議を行った。
令和2年8月21日	・ 実施機関から口頭説明内容の訂正に係る書面の提出を受けた。
令和2年8月24日 （第9回第一分科会）	・ 答申案の審議を行った。
令和2年10月19日 （第10回第一分科会）	・ 答申案の審議を行った。

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会第一分科会